



## 犯罪被害者支援

被害者の気持ちになつて

徳島県警察本部犯罪被害者支援室  
徳島県巡査 臨床心理士

長谷川 奈津美さん

### はじめに

犯罪被害者とは？と聞かれれば、「犯罪により被害を受けた人」と容易に答えることができると思います。しかし、犯罪被害者支援とは？と聞かれると、「被害者の人々を支援すること」と答えることはできても、支援についての詳細や具体的なことを答えるのは、難しいのではないのでしょうか。

被害者支援とは、一義的には、被害者の方が再び平穏な生活を回復するための支援といえますが、必要とされる支援内容は人それぞれであり、決まりきった答えはないものです。

### 社会の中の犯罪被害者

昔、犯罪被害者やその家族や関係する人たち（以下、犯罪被害者等）は「国家からも司法からも忘れられた存在」

阿南市の花「ひまわり」の花言葉は、「光輝く」です。人権について考え守っていくことが、まさに光り輝く阿南市づくりにつながります。

人権教育・啓発コーナー「ひまわり」では、人権に対する思いを掲載していきます。

といわれ、社会の中で孤立無援のまま被害と向き合うことを余儀なくされてきました。ある被害者遺族の方が25年ほど前に「私が被害に遭いましたと大きな声で言つて、大きな声で泣ける、そういう社会ではありません。今の日本は大きな声で泣きたくても泣けないんです。ただじつと自分で我慢しなければならぬのが今の日本における被害者の姿だと思っています。」と語っておられます。では、今現在はどうでしょうか。

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立、犯罪被害者等の権利保護を目的とする基本理念が規定されています。また、各都道府県に民間被害者支援団体が設立されており、警察等と連携を図りながら、各種相談や裁判所等への付き添い支援、被害者支援に関する広報啓発、ボランティア相談員の育成および研修等を行っています。

公的機関でも、全国の自治体のほとんどに被害者支援の窓口が設置され、徳島県はすべての市町村に被害者支援窓口があります。

### 警察の犯罪被害支援

必要とされる支援は人それぞれではありませんが、犯罪被害者等は、共通して精神的・経済的打撃を受けることとなり、その打撃を緩和するための支援が必要となります。

警察では、刑事手続や各種の支援制度に関する必要な情報が提供されるよう、「被害者の手引」を配布したり、相談・カウンセリングの紹介をし、無料で利用できるようにしたり、加害者からの賠償が得られない被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国からの犯罪被害者等給付金の説明及び手続をしたり、ということを行っています。

### 途切れない支援

民間被害者支援団体が各都道府県に設立され、犯罪被害者支援の窓口が各自治体に設けられています。支援は一つの機関だけでできるものではありません。特定の機関のみで行うものではなく、各関係機関が連携し合い、犯罪被害者等が再び平穏な生活を回復できるよう、また、誰もがいつでも支援を受けられるよう、途切れない支援を行うことが必要です。

### 相談窓口

支援開始の糸口の一つに、各相談機関等の電話相談があります。

被害に遭つて誰にも言えず悩んでいるなど犯罪被害で困つた時には、ご相談ください。匿名でも相談できます。

### おわりに

自分あるいは身近な人が犯罪被害者になった、犯罪被害により亡くなったと考えればどのように思いますか？  
悲しかったり苦しんだり、何か言い表せないような感情が生まれるのではないのでしょうか。

これから先、犯罪被害者等になることはないかもしれませんが、誰にでも起こりうることであります。そのときに、どうするか。また、周りの人がそうしたときに、どのようなことができるか。法律や制度の充実がなされ、犯罪被害者等の支援を行う基盤は充実していると考えられますが、大切なのは、人の気持ちです。

相手の立場になつて考えてみる事が大切ではないでしょうか。

### 問い合わせ

人権・男女参画課  
(☎22-3094)へ

